

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>本件改正案は、顧客保護等管理態勢について利益相反管理態勢を考慮すべき事項として加えています。</p> <p>しかし、利益相反は、顧客との関係だけでなく、金融機関自身とその役員との間でも、問題になります。例えば、株式会社でいえば、取締役等が利益相反取引をする場合は、取締役会等の承認等が必要です（会社法第356条、第365条及び第419条）。</p> <p>したがって、経営管理態勢又は法令等順守態勢において、金融機関とその役員との間での利益相反管理態勢を考慮すべき事項として掲げるべきだと思います。</p> <p>なお、金融機関の役員がその子会社の役員を兼務する場合は、利益相反取引が生じる可能性が高いことに留意するべきだと思います。</p>	<p>金融検査評価制度は、金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促すものです。このため、同制度上の評価段階及び留意点等の記載は、金融検査マニュアルに合わせた内容となっています。</p> <p>今回の改正において、「顧客保護等管理態勢」の評価段階及び留意点等に「利益相反管理態勢」を追加したのは、平成21年6月施行の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、顧客の利益保護の観点から、金融機関に対して利益相反管理を行うための態勢整備が義務付けられたことを踏まえ、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」に、利益相反管理に係るチェック項目が追加されたことに合わせたものです。</p> <p>一方、「金融機関とその役員との間での利益相反」については、金融検査マニュアルの「経営管理態勢」や「法令等遵守態勢」において個別のチェック項目として掲げていないため、金融検査評価制度の評価段階及び留意点等にも記載していません。ただし、「経営管理態勢」又は「法令等遵守態勢」の検証において、その態勢が有効に機能しているか等を具体的に確認するに当たっては、御指摘の「金融機関とその役員との間での利益相反」といった会社法に規定されている事項を遵守しているかどうかについても当然検証することとなるため、評価を行うに当たってもその点を勘案することになります。</p>